

《YCB クラブ会員規約》

この会員規約(以下「本規約」)は、大和シティー・バレエ株式会社と、YCB クラブ会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。YCB クラブ 事務局(以下「当クラブ事務局」)では、入会の申込を受理した時点で、本規約を承認したとみなします。

〈第1章 総 則〉

第1条 (会員規約の適用)

当クラブは、会員との間に本規約を定め、これにより当クラブの運営を行います。
また、当クラブが随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第2条 (会員規約の変更)

当クラブは、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承認を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当クラブのサイト上への掲載、電子メール、書面その他当クラブが適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第3条 (用語の定義)

本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1.会員とは、当クラブ会員の総称です。
- 2.書面とは、当クラブが指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当クラブ事務局への通知、連絡も書面と認められます。

〈第2章 入会申込等〉

第4条 (入会申込)

当クラブへの入会は既定の申込フォームより申し込んでください。

第5条 (入会申込の拒絶等)

当クラブは、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1.入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合や本規約に反するおそれ

のある場合。

2.その他、前各項に準ずる場合で、当クラブが入会を適当でないと判断した場合。

第6条（会員資格の有効期限）

会員資格有効期限は次の各項に定めます。

- 1.会員資格の発生は会費の振込日とします。
- 2.会員の有効期限は、振込月を含む翌月1日～12か月間とします。

例：2022年2月17日お振込みの場合、資格有効期間は
2022年2月17日～2023年2月末日

第7条（会員の種類・入会金・年会費）

会員の種類は、次の通りです。

- 1.賛助会員（個人）
 - ・入会金 1,000 円・年会費 4,000 円
 - ・資格：当クラブの趣旨に賛同する個人。
- 2.賛助会員（法人 A）
 - ・入会金 10,000 円・年会費 20,000 円
 - ・資格：当クラブの趣旨に賛同する法人。
- 3.賛助会員（法人 B）
 - ・入会金 10,000 円・年会費 50,000 円
 - ・資格：当クラブの趣旨に賛同する法人。

【入金先】 ・ゆうちょ銀行 記号 1 1 3 3 0
番号 0 0 0 3 9 3 4 1
口座名義 ヤマトシティーバレエ（カ）
・他行より振り込みの場合
普通 ○三八支店（ゼロサンハチ）支店
口座番号 0 0 0 3 9 3 4

〈第3章 入会申込記載事項の変更等〉

第8条（会員の氏名及び名称等の変更）

会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に変更があった場合は、速やかにその旨を当クラブ事務局に通知する必要があります。

- 1.前項の規定による変更通知の不在によって、当クラブからの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当クラブはその責を負わないものとします。

2. 変更内容を、以下のいずれかの方法で連絡をください。

- ・ 電子メール ycbc2022@gmail.com
- ・ HP のお問い合わせフォーム

〈第 4 章 会員資格の喪失〉

第 9 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1.退会届の提出をしたとき
- 2.本人の死亡、又は当クラブが消滅したとき
- 3.賛助会員の会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- 4.会員資格を解除されたとき

第 10 条（退 会）

退会を希望する場合は、以下のいずれかの方法で連絡をください。

- ・ 電子メール ycbc2022@gmail.com
- ・ HP のお問い合わせフォーム

第 11 条（会員資格の停止・解除）

当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- 1.内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- 2.当クラブ、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合
- 3.当クラブ、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 4.入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- 5.当クラブ、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- 6.本規約に違反した場合
- 7.その他、勧誘行為など当クラブが会員として不適当と判断した場合

第 12 条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費及びその他の抛出金品は返還しません。

〈第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置（賛助会員）〉

第 13 条（措 置）

賛助会員資格有効期限が過ぎ、当クラブからの通知のあとも、当クラブが当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当クラブに対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

〈第 6 章 団体名称等の利用〉

第 14 条（商号及び商標等 の利用）

当クラブが定めた団体名を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当クラブの事前の書面による承認を得る必要があります。

〈第 7 章 禁止行為〉

第 15 条（禁止行為）

会員は以下の行為を禁止とします。

- ・公演チケットの 2 次販売
- ・当クラブの名称の無断利用
- ・利益等を目的とした宣伝活動や営業活動

その他、当クラブの目的を理解し、第 12 条各号に定める行為、当クラブの主旨に反する行為等を行ってははいけません。

〈第 8 章 情報管理〉

第 16 条（個人情報の保護）

当クラブは、当クラブが保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当クラブが別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

〈第 9 章 知的財産〉

第 17 条（知的財産の帰属）

当クラブが創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、名称等に関する権利は、当クラブに帰属します。

第 18 条（知的財産の保護）

当クラブが作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

〈第 10 章 損害賠償等〉

第 19 条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当クラブが損害を受けた場合、当該会員は、当クラブが受けた損害を当クラブに賠償することとします。

第 20 条（免 責）

当クラブは、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第 16 条に定める場合および当クラブの故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

〈第 11 章 残存条項〉

第 21 条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 13 条、第 16 条乃至第 21 条および本条の規定は有効に存続するものとします。

〈第 12 章 その他〉

第 22 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 23 条（裁判管轄）

当クラブおよび会員は、当クラブと会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 24 条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当クラブが定めるものとします。

【附則】

本規約は、2022年2月17日より施行します。
会員種類と条件については別添資料1 参照

【YCBクラブ会員／種類・特典】

(資料1)

		賛助会員種類		
		個人会員	法人 A 会員	法人 B 会員
	入会金	1,000円	10,000円	10,000円
	年会費	4,000円	20,000円	50,000円
	有効期間	入会より1年	入会より1年	入会より1年
特典1	Welcomeカード	登録住所へ発送	登録住所へ発送	登録住所へ発送
特典2	チケット先行発売	10%割引 (1公演2席まで)	10%割引 (1公演2席まで)	10%割引 (1公演5席まで)
特典3	プログラムへの掲載	実名・イニシャル (希望制)	広告枠 (希望制)	広告枠 (希望制)
特典4	SBA 発表会チケット	1 席	1 席	1 席
特典5	ニューズレター	電子メール	電子メール	電子メール

*特典4:SBA発表会チケットとは、当バレエ団のスクール「佐々木三夏バレエアカデミー」の発表会